

福岡県公報

平成19年1月19日
第2631号

目次

告示(第128号—第148号)

○県営土地改良事業の工事の完了	(農地計画課)	1
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法	(河川課)	1
○解除に係る保安林の所在場所等	(治山課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○土地改良法第95条第1項に定める者の換地処分	(農地計画課)	3
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	3
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	3
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	5
○地方卸売市場の廃止	(生産流通課)	5
○卸売業務廃止の届出	(生産流通課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○軽油引取税に係る特約業者の指定	(税務課)	7

公 告

- 建築士を対象とする講習の指定の更新 (建築指導課) 8
- 建築士を対象とする講習の指定の更新 (建築指導課) 9
- 監査委員**
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局特別監査室)10
- 公安委員会**
- 運転免許取得者教育の認定の一部改正 (警察本部運転免許試験課)41

告 示

福岡県告示第128号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農道整備事業(瀬高南西部地区)	平成17年11月29日
農道整備事業(打越地区)	平成18年3月27日
農道整備事業(陽源郷地区)	平成16年1月27日
農業用排水施設整備事業(陽源郷地区)	平成14年5月15日
農地造成事業(陽源郷地区山換地区)	平成16年1月27日

福岡県告示第129号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり、公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県八女土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 河川の名称
筑後川水系花宗川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
筑後市大字長浜字鳥芋田906番1地先
- 4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
名称 道路管理者 筑後市
所在地 筑後市大字山ノ井898番地
代表者 筑後市長 桑 野 照 史
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
告示の日から道路の存続する日まで

福岡県告示第130号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川 下伊良原字鑑越1225の4、1225の6

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
ダム用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川 下伊良原字古賀2065
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
ダム用地とするため

福岡県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
柳 川 県 道	鐘ヶ江酒見線間		前	大川市大字酒見1012番1先から 同市大字酒見985番1先まで	2.8 ～ 10.3	249.4
			前	同上	6.5 ～ 17.0	230.0
			後	大川市大字酒見1012番1先から 同市大字酒見970番5先まで	2.8 ～ 18.0	298.4

			後	同上	11.0 ～ 18.0	279.0
--	--	--	---	----	-------------------	-------

福岡県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年1月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	鐘ヶ江酒見線間	大川市大字酒見1026番3先から 同市大字酒見970番5先まで

福岡県告示第133号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項に定める者から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
猿尾田土地改良事業共同施行	嘉麻市下山田 (猿尾田地区)	平成18年12月11日

福岡県告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1

項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年1月19日から同年2月2日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
久留米都市計画道路3・3・4号東櫛原山川線、3・3・6号東合川野伏間線及び3・3・7号東合川下弓削線の変更並びに3・3・38号東合川赤川線の追加
- 都市計画を変更する土地の区域
久留米市東合川干出町、東合川一丁目、東合川二丁目、東合川三丁目、東合川五丁目、東合川六丁目、東合川七丁目、東合川八丁目、東合川九丁目、宮ノ陣三丁目、宮ノ陣六丁目及び宮ノ陣町大杜字大久保の各一部並びに宮ノ陣町五郎丸字金吾、字牟田ノ上、字牟田尻及び字向牟田尻の各一部
小郡市赤川の一部
- 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
久留米市都市建設部都市計画課
小郡市都市建設部都市計画課（1のうち、久留米都市計画道路3・3・38号東合川赤川線の追加のみ）

福岡県告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年1月19日から同年2月2日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
北野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した北野都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
久留米市都市建設部都市計画課

福岡県告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年1月19日から同年2月2日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
大刀洗都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した大刀洗都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
大刀洗町建設課

福岡県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	一般国道	322号	前	三井郡大刀洗町大字本郷414番3先から同郡同町大字本郷467番2先まで	6.8 ～ 7.0	58.0
			後	同上	11.6 ～ 13.8	58.0

福岡県告示第138号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人グループホームにここ
 - (2) 代表者の氏名
山室 秀子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県飯塚市綱分304

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、初老期痴呆症・痴呆性老人及びその家族に対して介護保険法に基づく居宅サービス事業などを行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、初老期認知症・認知症老人及びその家族に対して介護保険法に基づく居宅サービス事業などを行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第139号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人いづか障害児者団体協議会

(2) 代表者の氏名

藤延 啓治

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市相田181番地13

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害児者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第140号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定に基づき、次のように地方卸売市場の廃止を許可したので、福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第46条第1号の規定により告示する。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻 生 渡

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	開設者の名称及び代表者氏名	卸売市場の廃止年月日
地方卸売市場北九州八幡花市場	北九州市八幡東区西本町2丁目20番9号	花き部	福岡県花卉農業協同組合 代表理事組合長 平野和彦	平成18年 11月20日

福岡県告示第141号

福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第9条第2号の規定に基づき、次のように卸売業務廃止の届出があったので、同条例第46条第2号の規定により告示する。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻 生 渡

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	卸売業者の名称及び代表者氏名	卸売業務の廃止年月日
地方卸売市場北九州八幡花市場	北九州市八幡東区西本町2丁目20番9号	花き部	福岡県花卉農業協同組合 代表理事組合長 平野和彦	平成18年 11月20日

福岡県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月19日

柳川	県道	大牟田 川副線	前	柳川市大和町中島 403番1先から 同市大和町皿垣開 50番先まで	4.1 ～ 19.0	3,477.0	
			前	同上	3.4 ～ 32.0	3,621.0	うち県道 谷垣徳益 線重用延 長3,071.0 メートル
			後	柳川市大和町中島 996番1先から 同市大和町皿垣開 50番先まで	4.0 ～ 19.0	4,225.8	
			後	同上	5.3 ～ 43.0	5,689.3	うち一般 国道208 号重用延 長330.0 メートル

福岡県告示第146号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人いやしの里サザンホースパーク
 - (2) 代表者の氏名
喜田 征雄
 - (3) 主たる事務所の所在地

福岡県春日市日の出町3丁目2番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、引きこもり児童や不登校生を含む一般市民に対して、引退競争馬を活用したホースセラピー（馬を介在した癒し）に関する事業や馬とのふれあいの場の提供、不登校などに関するシンポジウムなどを行うことで乗馬などのスポーツの振興及び子どもの情操教育に寄与することを目的とする。

福岡県告示第147号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ばでい
 - (2) 代表者の氏名
中山 さおり
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市西区野方7丁目832番1号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者等の地域住民に対して、在宅支援に関する事業や交流活動を行い、障がい者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第148号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第1項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者を指定したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓

令第16号) 第135条の規定により次のように告示する。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
株式会社 柴尾産業 (代表取締役 柴尾 典子)
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県大牟田市天道町138
- 3 特約業者の指定年月日
平成19年1月1日

公 告

公告

建築士を対象とする講習の指定を次のように更新したので公表する。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 実施法人
 - (1) 名称
社団法人福岡県建築士事務所協会
 - (2) 所在地
福岡市博多区博多駅東3丁目14-18福岡建設会館5階
- 2 定期講習又は特別講習の別
定期講習
- 3 講習の名称、目的及び対象者
 - (1) 名称
建築士事務所の管理講習会
 - (2) 目的
管理建築士等の資質の向上を図り、もって建築設計、工事監理業務の健全な発展と建築物の質の向上に寄与することを目的とする。
 - (3) 対象者

管理建築士及びこれに準じて建築士事務所の管理的業務に携わる建築士

4 講習の実施頻度、実施時期及び実施期間

- (1) 実施頻度
年1回
- (2) 実施時期
原則として9月から12月までの間
- (3) 実施期間
1日間

5 講習の実施地

受講者数、利便性等を考慮して、原則として2以上の地において実施する。

6 講習の科目及び時間

科 目	時 間
開会	10分
はじめに 0-1 建築士法第22条の意義 0-2 「管理講習会」という呼称について 0-3 開設者も研修が必要 0-4 第5期管理講習会テキストの構成	15分
1 建築士事務所の枠組みと課題 1-1 建築士事務所とは 1-2 業務環境は変わりつつある 1-3 建築士事務所の今日的課題	45分
2 業務のあり方を見直す 2-1 企画段階に必要な業務 2-2 設計業務のあり方 2-3 工事監理等業務 2-4 工事完成後の業務	70分
3 建築士事務所の業務責任 3-1 業務に伴う責任は広く、多様に 3-2 業務契約に伴う責任 3-3 不法行為責任 3-4 業務に伴う紛争 3-5 建築士事務所の賠償責任保険	70分

特別講演	40分
4 建築士事務所が目指すべきもの 4-1 業務の信頼性を高めよう 4-2 建築と環境問題との関わり 4-3 建築士事務所の経営	60分
おわりに	10分
合 計	320分

7 その他

受講手続その他についての問い合わせは、福岡県建築都市部建築指導課（電話092-643-3721）又は社団法人福岡県建築士事務所協会（電話092-473-7673）に対して行うこと。

公告

建築士を対象とする講習の指定を次のように更新したので公表する。

平成19年1月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 実施法人

(1) 名称

社団法人福岡県建築士会

(2) 所在地

福岡市博多区博多駅東3丁目14-18福岡建設会館6階

2 定期講習又は特別講習の別

定期講習

3 講習の名称、目的及び対象者

(1) 名称

建築士のための指定講習会

(2) 目的

建築士一般に対して、建築士の社会的責務を認識させるとともに、企画・設計・工事監理、業務の進め方、新しい建築技術等に関する知識を付与することにより、

建築士の資質の向上を図り、もって建築設計・工事監理業務の健全な発展と建築物の質の向上に寄与することを目的とする。

(3) 対象者

建築士一般

4 講習の実施頻度、実施時期及び実施期間

(1) 実施頻度

年1回

(2) 実施時期

原則として8月から11月までの間

(3) 実施期間

1日間

5 講習の実施地

受講者数、利便性等を考慮して、原則として2以上の地において実施する。

6 講習の科目及び時間

(1) 一般の講座（一級建築士を主とした講習）

	科 目	時 間
基 本 篇	1. 最近の法改正について ・建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律について ・建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律について ・その他法改正について	110分
	2. 建築士の社会的責務 ・建築士の倫理 ・建築士に期待される社会的責務 ・建築士が責任を問われるということ ・問題となる建築物を作らないために	
	3. 建築士の契約に関する法的知識 ・契約について ・設計者としての法的責任 ・工事監理者の法的責任	

一 般 編	4. 契約と紛争 ・ 契約 ・ 建設工事請負契約及び契約約款 ・ 設計業務と工事監理業務 ・ 建築紛争はどのように解決するか ・ 紛争にならないための配慮	
	5. 戸建住宅 ・ 品質の確保 ・ 改修、再生 ・ 工事監理	80分
	6. 集合住宅 ・ 集合住宅に求められる性能 ・ 良質な都市ストックとなる集合住宅 ・ 工事監理	80分
	7. 地震安全性 ・ 近年の地震被害の傾向 ・ マンションの耐震設計 ・ 耐震構造と免震構造、制振構造 ・ 設計、加工、施工段階での耐震性に対する責任 ・ 非構造部材の耐震性 ・ 設備設計と耐震性 ・ 耐震診断と耐震補強 ・ 既存戸建て木造住宅の耐震性の評価	80分
合 計		350分

(2) 木造の講座（二級・木造建築士を主とした講習）

科 目	時 間
1. 最近の法改正について ・ 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律について ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律について ・ その他法改正について	

基 本 篇	2. 建築士の社会的責務 ・ 建築士の倫理 ・ 建築士に期待される社会的責務 ・ 建築士が責任を問われるということ ・ 問題となる建築物を作らないために	110分
	3. 建築士の契約に関する法的知識 ・ 契約について ・ 設計者としての法的責任 ・ 工事監理者の法的責任	
	4. 契約と紛争 ・ 契約 ・ 建設工事請負契約及び契約約款 ・ 設計業務と工事監理業務 ・ 建築紛争はどのように解決するか ・ 紛争にならないための配慮	
一 般 編	5. 木造建築 ・ 木質構造の概要 ・ 近年の地震被害 ・ 地震の大きさと木造住宅の耐震構造 ・ 木造関係基準の変遷 ・ 軸組構法住宅の構法展開 ・ 伝統工法の耐震性 ・ 耐震診断と耐震改修 ・ 木質系建物の防耐火設計	165分
	6. 木造住宅の自主チェックシート	80分
合 計		350分

7 その他

受講手続その他についての問い合わせは、福岡県建築都市部建築指導課（電話092-643-3721）又は社団法人福岡県建築士会（電話092-441-1867）に対して行うこと。

監査委員

監査公表第17号

知事部局及び教育委員会の出先機関34ヶ所について実施した随時監査結果の報告（平

成18年9月21日18監第268号)に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年1月19日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	後藤元秀

18保福第2657号
平成18年10月16日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿
同 進谷 庸助 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 後藤 元秀 殿

福岡県知事 麻生 渡

随時監査に係る処理結果について（通知）

平成18年9月21日付18監第268号の随時監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
中央児童相談所	児童移送に係る資金前渡旅費が未精算と なっている 1件 36,570円	6月9日、事務処理完了済み 今後は、チェック体制を強化し再発の 防止に努めます。

18 教財 第611号
平成18年11月2日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿
同 進 谷 庸 助 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 後 藤 元 秀 殿

福岡県教育委員会教育長

監査の結果に係る措置について（通知）

平成18年9月21日付18監第268号の随時監査の結果に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
大里高等学校	<p>修学旅行における旅費の支給不足</p> <p>○交通費計算誤りによる支給過 8件 60,480円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道運賃の割引適用漏れ <p>○交通費計算誤りによる支給不足 8件 9,164円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合地までのバス運賃及び現地での借り上げバス負担金の支給もれ <p>○宿泊料未調整による支給過 8件 143,520円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室料等提示の施設宿泊に係る未調整 合計 24件 213,164円 	<p>過不足差引194,836円の支給過について、返納処理は平成18年5月30日に完了しました。</p> <p>また、再発防止策として事務室内で旅費制度の勉強会を行うとともに、決裁時のチェック体制を強化しました。</p>

公安委員会

福岡県公安委員会告示第5号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づく運転免許取得者教育の認定（平成12年7月福岡県公安委員会告示第188号）の一部を次のように改正する。

平成19年1月19日

福岡県公安委員会

有限会社直方自動車学校
直方市大字赤地1番地
堀 勝彦

を

株式会社直方自動車学校
直方市大字赤地1番地
堀 孝

に、

田川自動車株式会社
田川郡糸田町1870番地53
中村 半

を

田川自動車株式会社
田川郡糸田町1870番地53
中村 直也

に改める。